

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

○戸張委員長 1番、陳情審査に入ります。①送付30-10、認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情ですが、昨年の第4回定例会の常任委員会におきまして、継続審査となっております。この件につきまして、執行機関から、新たな情報提供ありますか。

○加藤子ども支援課長 それでは、この陳情審査、認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情について、新たに我々のほうで入手しました情報のほうをお話しさせていただければと思っております。

今回、今般3月6日に、国のほうで新たに、また、子ども・子育て会議のほうが開催されまして、その際に、幼児教育の無償化につきまして、また新たな資料のほうで、内閣府のホームページのほうにアップされました。で、その中で、いろいろわかってきたといったところを中心にお伝えできればと思っております。また、認可外保育施設の保育料につきましては、先日来お伝えはしているところでございますが、3歳から5歳までの、認可外につきましては、一月3万7,000円という形の補助のほうを出すという形になってございます。ただ、その先の部分につきまして、細かい事務のやりとりのやり方などは、まだ設計段階といったところで、まだ、どういう形になるのかといったところが、現在まだ見えていないといったところでございます。

で、今後、区としてもやらなければいけなくなってくることにしましては、保育料の条例を、多分10月1日に間に合わせるということを考えていきますと、31年の2定の区議会定例会のほうで、認可保育園ということで、保育の実施に関する条例と、あと、こども園条例、区立こども園条例、それから区立幼稚園条例、その三つの条例改正をして、3歳から5歳につきましての保育料の無償化の部分と、あと、0～2歳児につきましては、現在も条例上、非課税世帯については、保育料0でございますが、そういった部分を新たに、また改正をしましてうたっていかなければいけないという部分。

それから、もう一つ、区として、どういうふうな対応をしていくかという部分がございますが、食材料費と、あと、教材費、また、バス等での送迎費などにつきましては、実費を保護者に求めるといった部分につきまして、区としてどういう対応をしていくのかという部分が、検討の材料になるかと思えます。

それから、その間、東京都のほうからの補助の動きといったものも、2月末に東京都のほうから発表された資料のほうがございます。東京都のほうで、認可外保育施設についての補助につきましては、認可外保育所としての東京都が、その基準を満たしたという形で、そうですね、基準を満たした保育所のみを、認可外保育所としての基準を東京都が満たしているかどうか検査をして、その証明書を交付したところのみについて対象に、補助金のほうを出すという形に、今回、具体的に発表がございました。それが2月末に、東京都のほうから発表がございました。で、ちょっと今後、都内の自治体について、かなり大きな影響を与えてくるかなというふうには思っておりますが、そのあたり、また検討の材料の一つとして、いろいろ、さまざま、ちょっと考えさせていただきたいなと思っております。

現在わかっている段階の情報は、以上でございます。

○戸張委員長 はい。現段階での4定から、また新たな今、支援課長が説明いただきました。これに関して質疑等ございますか。

○牛尾委員 二つだけ確認させてください。

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

まず、認可外保育の助成のことですけれども、一つ、食材費が実費負担になるということで、低所得者の方は、今、保育料が無償もしくは減免されている方で、食費の負担がふえて、そのことによって、保育料無償になっても、負担がふえてしまうということがあるかないかということと、もう一つは、東京都の補助のことで、都の基準を満たした保育所、証明書を出すと言っていますけれども、これは、現在の認可外保育の基準でいくのか、それとも新たに基準を設けるのか、そのどちらかというのを。

○加藤子ども支援課長 まず1点目でございます。

現在、低所得者の方々についての保育料0にしている、また、これが、実費負担となった場合の補助についてでございますが、国のほう、たしか、以前の常任のほうでもご説明させていただいたとは思いますが、低所得者、要は、生活保護世帯の方、住民税の非課税世帯の方、それからあと、ひとり親世帯の方と、あと、年収が360万未満の方を対象に、その実費負担については減免のほうをさせていただくという形のものが、今回、国のほうから資料として発表されてございます。まあ、もうちょっと具体的になってくれば、もう少しさまざまわかってくるとは思うんですが、現段階の状況ではそういう形になってございます。

それから、2点目でございます。認可外保育施設で、東京都のほうで、検査のほうを行った後、その基準を満たしている旨の証明書を発行しているといった部分。ちょっと、認可外保育所につきましても基準を新たに改定するとはと、ちょっと東京都のほうから聞いてございませぬので、現段階での基準を満たしているところになろうかと思っております。○牛尾委員 わかりました。あ、東京都のほうは、わかりました。要するに、今のところ、国の出してる方向では、負担がふえる人は、いないということですね。そういうことで、よろしいですね。

○加藤子ども支援課長 はい。委員ご指摘のとおりでございます。

○戸張委員長 はい。

ほかに。

○たかざわ副委員長 先ほど東京都の基準を満たしている認可外保育園には出ますよというお話でしたけども、区内の認可外保育所、基準を満たしていないところというのはあるんでしょうか。

○加藤子ども支援課長 逆に言いますと、満たしていないところのほうで過半数となっております。（発言する者あり）

○戸張委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 取り扱い、いかがでしょうか。

牛尾委員。

○牛尾委員 ようやく国のほうの、まあ、まだ細かく決まっていないうえだけれど、大体、助成の額とかも一定程度の方向は見えてきました。ちょっとね、消費税を財源にしているというところで、ひっかかるものはあるんですけれども、ただ、そういう方向が示されていると。

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

で、この陳情の中身で言いますと、確かに港区のように、認可保育との差、全てを助成しているというところもあることからすれば、この、国の助成額というのは、そこまでは行かないですけれども、それでも、認可外保育を利用せざるを得ない方、世帯にとっては、助成制度がつくられるということで負担軽減にもなるということにもなると思います。そういった方向性も見えてきて、10月から実施されるということも含めれば、この陳情の中身の、この趣旨の採択ということでいかがかなと思うんですけども。（発言する者あり）

○戸張委員長 内田委員。

○内田委員 私は、東京都並びに国の方向性というのはおおむね見えてきていると思っています。で、この陳情の中身も大変よくわかります。ということで、きちんと国や東京都の決まり事が決まった上で、また千代田区としてどう対応するかとしっかり検討すべきだと思いますので、これは、継続して、また審査すべきだと考えます。

○戸張委員長 はい。

○内田委員 あ、意見。意見なんですけど。

○戸張委員長 あ、いいです。取り扱いですから。

ほかに。今、牛尾委員が採択すべき、内田委員は、継続すべきということで、ほかに意見ございますか。

○たかざわ副委員長 認可外保育の助成は、もうおおむね決まったよというところなんですけど、まだ詳細が決まっていないというところなので、おおむねこの方向性ですよということでお返しするという手もあるのかなとは思いますが、これは、方向性だけが決まったんで、助成が、することになりましたということでお返しするのか、あるいは、詳細が決まっていないので継続にするか、これ、どちらかと思うんですけども、ほかの皆さんはいかがですかね。（発言する者多数あり）

○戸張委員長 小林たかや委員。

○小林たかや委員 今、少々の意見ありましたが、かなり時間的なもんもあるし、消費税の動向もあるんで、ここまで議論したということでね、採択する第三の手で、ここまで委員会としては議論したということで、お返しされたほうがいいんじゃないですかね。

○戸張委員長 ということは、いわゆる扱いとしては継続ということですかね。

○小林たかや委員 継続というか、もうお返ししちゃう。

○戸張委員長 うん。

○たかざわ副委員長 方向性が出ましたと……

○小林たかや委員 うん。方向性が出ているんで、要するに、陳情者に、委員会としてもここまで話が詰まりましたと。ただ、不透明な動向があるんで、ここまではできていますんですけどということで、議論をしたところまででお返しするという。採決もしないし、継続もしないという選択もありかなと。（発言する者あり）

○戸張委員長 確かに、今、支援課長のほうで、いわゆる、これには、10月1日間に合わせるには、第2回定例会での条例改正が必ず必要だと。で、区としての対応をするには、都からの補助、それから国のほうもまだ詳細には決まっていないということで、いろいろ意見が出ました。これは継続すべきじゃないか、採択すべきじゃないか、あるいは、委員会としては、一つのこういう議論をしたということで、陳情者に対してはお返しすると。

ちょっと休憩します。

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○戸張委員長 委員会を再開いたします。

取り扱い、今いろいろ出ましたが、委員長としてちょっとお諮りしたいんですが、今、支援課長のほうから、いろいろ説明、新たな情報もいただきました。で、当委員会として、正副でも今話しましたけども、基本的に、認可外に対してやるということは、方向はもう出ているわけです。

ただ、都のほうは、基準を満たしたところということ、ほとんど、千代田区の場合は基準を満たしていないほうが多いと、そういういろいろな、まだ不確定要素もあります。で、採択ということになると、そういうことがかなりひっかかってきますんで。ただ、継続ということ、基本的に、我々任期がこれで終わりになりますんで、審議未了ということになります。で、先ほど小林たかや委員が言った、委員会としては、今、いろいろ、2定での条例改正も視野に入れながら、こういうことを委員会としては、認可外に対する考え方に対しては、了という形で陳情者にお返しするという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

内田委員。

○内田委員 先ほど、私、継続と言いましたけども、思いは、今、小林たかや委員と同じなので、私は委員会としてしっかり議論したことを返すというので結構です。だと思えます。

○戸張委員長 はい。

どうですか。よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 確かに、制度の細かいところまでは決まっていないというのは、そのとおりだと思います。確かに、そういう方向で、陳情者の方に、区として、議会としてやる方向、やる意思はあるんだということでお返しするということでも構わないかなと、私も思います。

○戸張委員長 うん。（発言する者あり）ですから、私が言ったことに対して了ということ。（発言する者多数あり）どうですか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 はい。それでは、本陳情は、陳情者に対して、当委員会の意思を伝えて、お返しすると。ということで、議長にも伝えたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 はい。それでは、以上で陳情審査を終了いたします。